

令和4年6月28日発行

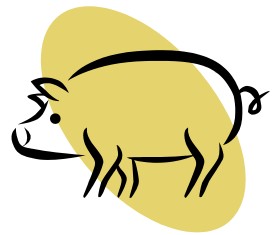
〇今年も暑い・・・暑熱対策は万全ですか？

暑熱のストレスは、熱中症といった目に見える体調変化を起こすことはもちろん、採食量や受胎率の低下により生産量の低下を引き起こします。
人も家畜も暑熱対策を万全にして、暑い夏を乗り切りましょう！



家畜の適温域

繁殖豚 10～25℃ 肥育豚 10～25℃



暑熱対策（家畜）

- ・換気扇や扇風機での送風
- ・家畜への直接送風、散水
- ・屋根や壁、床への断熱材の使用、石灰乳の塗布、樹木や遮光ネット等の設置
- ・ビタミン、ミネラルの追給、良質で消化率の高い飼料の給与



換気扇による送風（福井県）



石灰の吹き付け（宮崎県）



ネットに植物を這わせる（兵庫県）

農水省 HP より

人も気を付けましょう！

- ・作業前・作業中の水分・塩分補給、こまめな休憩
- ・熱中症予防グッズの活用
- ・複数名での作業の実施
- ・気温の高い時間帯を外して作業をおこなう

○硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の変更について（令和4年7月1日～）

水質汚濁防止法に基づく排水基準のうち、畜産業に適用されるアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下、硝酸性窒素等）の基準が、令和元年7月1日から変更されます。

現行及び、見直し後の基準については下表のとおりです。

硝酸性窒素等の排水基準（排水量に関わらず適用）		
対象	現行	見直し後 （令和4年7月1日～令和7年6月末）
豚飼養者 総面積 50 m ² 以上の豚房所有	500 mg/L	400 mg/L
牛飼養者 総面積 200 m ² 以上の牛房所有		300 mg/L
馬飼養者 総面積 500 m ² 以上の馬房所有		100 mg/L

この規制は、排水量にかかわらず総面積50m²以上の豚房を所有し公共用水域に排水している豚飼養者に適用されています。

また、平成23年4月1日以降、排水の水質項目について、1年に1回以上の測定と記録と3年間の保存が義務付けられています。測定、記録、保存をしていない場合罰則の対象となります。ご注意ください。

汚水処理施設を良好に保つため、日頃の施設点検、点検管理の記録及び故障箇所の速やかな修繕を心がけましょう。